

農林水産大臣

林 芳 正 様

開門調査に関する申入れ

平成25年12月17日

佐 賀 県

佐 賀 県 議 会

佐賀県有明海沿岸市町水産振興協議会

佐賀県有明海漁業協同組合

## 開門調査に関する申入れ

去る12月12日、諫早湾干拓潮受堤防排水門の開門調査について、政府関係者などからの情報として、国は福岡高裁確定判決が定めた12月20日までの開門を延期する見通しとなった旨の報道がなされました。

県では、農林水産省に報道内容に関する説明を求め、翌13日、農林水産省の担当者が来県され、説明を受けたところですが、開門期限が迫る中、未だに国は難しい状況であるといった発言を繰り返すにとどまり、国の方針が明確に示されていないことから、今回の報道により、地元では本当に開門できるのかといった不安や不満が渦巻いています。

そもそも、この開門調査は、福岡高裁確定判決に対して、政府は自らの判断として受け入れたものであり、開門は法的義務というにとどまらず、政府としての方針であると考えます。

一方、長崎地裁の仮処分決定は、司法判断が示されたにすぎず、政府としては、自ら決定した開門の方針と矛盾する司法判断に対しては、その法的効力を排除するための対応を早急に講じるべきであり、国は、そういう司法上の立場はきちんと筋を通していただきたいと思います。

このまま、ただ時間だけが経過して開門期限を迎えることは、これまで、様々な機会を捉え、一日も早い有明海の再生のために開門調査を求めてきた佐賀県関係者としては、到底納得できるものではありません。

つきましては、有明海再生のための開門調査の確実な実施に向けて、異議申立てを行い、改めて開門の方針を明確にすることを強く申し入れます。

平成25年12月17日

佐賀県知事 古川 康



佐賀県議会議長 木原奉文



佐賀県有明海沿岸市町水産振興協議会  
会長（佐賀市長） 秀島敏行



佐賀県有明海漁業協同組合  
代表理事組合長 草場淳吉

